

*** 特任教員についてのQ&A ***

説明内容については、主たる事項を抜粋して記載していますので、詳細については必ず関係規則等をご覧ください。

1 応募資格（選考基準）について教えてください。

「国立法人奈良教育大学教員選考基準」の「教員選考基準」別表1（第6条関係）「選考基準（研究者教員）」又は「教員選考基準」別表2（第6条関係）「選考基準（実務家教員）」をご覧ください。

2 契約（雇用）期間について教えてください。

- ① 契約期間は、原則として1事業年度の範囲内と定めています。
- ② 大学が必要と認める場合は、10年を限度として1年更新で延長することができます。
- ③ 当該者が満70歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて契約は行いません。

詳細については、「国立大学法人奈良教育大学特任教員規則」をご覧ください。

3 報酬（給与、諸手当）、退職金等について教えてください。

- ① 特任教員の標準年俸額は下表のとおりです。
毎月、年俸額を月割（1/12）し、報酬を支給します。

	週4日及び5日勤務	週3日勤務	週2日勤務	週1日勤務
特任教授	4,000,000円	3,000,000円	2,000,000円	1,000,000円
特任准教授	3,600,000円	2,700,000円	1,800,000円	900,000円
特任講師	3,200,000円	2,400,000円	1,600,000円	800,000円
特任助教		2,250,000円	1,500,000円	750,000円
特任助手		2,100,000円	1,400,000円	700,000円

※ただし、国立大学改革強化推進補助金による「優れた若手研究者の採用拡大支援」事業で雇用する週5日（週38.75時間）勤務の場合の年俸額については（別表1）のとおりです。
こちらも毎月、年俸額を月割（1/12）し、報酬を支給します。

(別表1)

	週5日勤務
特任教授	
特任准教授	4,500,000円
特任講師	4,000,000円
特任助教	3,750,000円
特任助手	

- ② 手当関係については、通勤手当、超過勤務手当及び休日給を支給します。ただし、超過勤務手当及び休日給は、事前に学長が命じた勤務以外には支給しません。
なお、上記以外の手当（ボーナス、退職手当等）は支給しません。

詳細については、「[国立大学法人奈良教育大学特任教員に関する雇用契約書【雛形】](#)」「[国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則](#)」をご覧ください。

4 勤務態様等について教えてください。

- ① 勤務態様については、週1日勤務、週2日勤務、週3日勤務、週4日及び5日勤務、週5日勤務の5形態です。
- ② 全ての大学教員については、裁量労働制を適用し勤務しています。
裁量労働制とは、労使協定に基づき、大学教員が行う職務遂行の時間配分に関し、大学教員の裁量に委ねるものとし、所定勤務日に勤務した場合は、1日7時間45分間勤務したものとみなす制度のことです。
- ③ 標準の勤務時間は、始業時間が8時30分、終業時間が17時15分となっています。
- ④ 所定時間外勤務については、業務上の必要がある場合に教職員に所定の労働時間以外の時間又は休日に勤務を命ずることがあります。

詳細については、「[国立大学法人奈良教育大学特任教員に関する雇用契約書【雛形】](#)」「[国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則](#)」をご覧ください。

5 休日及び休暇について教えてください。

- ① 休日、休暇等については、「[国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則](#)」に規定しています。
- ② 年次有給休暇については、労働基準法の規定により運用しています。

詳細については、「[国立大学法人奈良教育大学特任教員に関する雇用契約書【雛形】](#)」「[国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則](#)」をご覧ください。

6 職務内容について教えてください。

- ① コース・講座内の任務として、コース・講座会議に出席し、必要に応じて任務を担当します。
- ② 業務として、学部・大学院の授業、実験、実習、演習、卒業論文指導補助等の教育指導全般を担当します。
なお、センター及び特別な教育研究プロジェクトでは、個別に担当内容を決定します。
- ③ その他に、職種により教授会への出席、各種委員会委員・責任者等となる場合もあります。

詳細については、「特任教員の任務等に関する申合せ」をご覧ください。

7 研究室の貸与について教えてください。

勤務日数に応じて貸与しますが、タイムシェア及び共同利用となります。

詳細については、「特任教員の任務等に関する申合せ」をご覧ください。

8 研究費等について教えてください。

基盤研究費（11万円：令和3年度）を配分します。

9 福利厚生について教えてください。

共済組合には加入できないため、以下のように対応します。

- ・週30時間以上勤務：雇用保険と社会保険に加入
- ・週20時間以上30時間未満勤務：雇用保険に加入（各自で国民健康保険に加入）
- ・週20時間未満勤務：各自で加入

詳細については、日本年金機構

「<http://www.nenkin.go.jp/kanyu/index.html>」

のホームページ等をご覧ください。

10 着任日はどうしたらよいのか教えてください。

総務課人事・福祉担当から事前に連絡します。

当日は、辞令交付式、新規採用教職員オリエンテーション（4/1 採用者のみ）、キャンパスネットワーク・ガイダンス、学内の諸手続き等が予定されていますので、必ず出勤して下さい。

1.1 参考となる規則等を教えて下さい

主な参考資料、規則は以下のとおりです。

- 1 国立大学法人奈良教育大学特任教員に関する雇用契約書【雛形】
- 2 国立大学法人奈良教育大学特任教員規則
- 3 特任教員の任務等に関する申合せ
- 4 特任教員の配置に関する申し合わせ
- 5 国立大学法人奈良教育大学教員選考基準
- 6 国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則
- 7 国立大学法人奈良教育大学教員の就業に関する規則
- 8 国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則
- 9 国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則

国立大学法人奈良教育大学特任教員に関する雇用契約書【雛形】

国立大学法人奈良教育大学長 加藤 久雄（以下「甲」という。）と、〇〇 〇〇（以下「乙」という。）との間に、下記のとおり国立大学法人奈良教育大学特任教員に関する雇用契約を締結する。

（雇用期間及び職種）

第1条 甲は、乙を〇〇〇〇として、令和3年4月1日から令和4年3月31日まで雇用する。

2 甲は乙を、前項の契約期間終了後も引き続き雇用する場合は、甲と乙との間に、新たに契約期間延長の雇用契約を締結する。

3 前2項に定める契約期間について、通算契約期間は10年を超えない範囲とする（国立大学法人奈良教育大学特任教員規則第9条第3項）。

4 前項に定める通算契約期間の計算は、平成25年4月1日以降の雇用契約を通算するものとし、通算を行う期間中に、労働契約法第18条第2項に規定する空白期間がある場合は、同規定に基づき取り扱う（国立大学法人奈良教育大学特任教員規則第9条第4項）。

5 乙は、大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例の対象者である。

（職務）

第2条 乙は、〇〇〇〇〇 などの職務を行う。

（勤務態様等）

第3条 乙の勤務態様、勤務時間及び勤務場所は下記のとおりとする。

（1）基本契約

- | | |
|-----------------|----------------------|
| i 1日の勤務時間 | 1日 7時間45分 |
| ii 標準の始業・終業時刻 | 8時30分～17時15分 |
| iii 休憩時間 | 7時間45分勤務に対して60分 |
| IV 基本勤務曜日 | 【前期】〇〇〇 【後期】〇〇〇（週〇日） |
| V 1年間の勤務日数 | 〇〇日 |
| VI 所定労働時間外勤務の有無 | 有 |
- 以上を基本契約とする。

（2）裁量労働制を適用し、原則として上記「IV 基本勤務曜日」に定められた日数及び曜日に勤務し、かつ「V 1年間の出勤日数」を過不足なく勤務するものとする。

（3）乙が行う職務遂行の勤務日及び勤務時間については乙の裁量に委ねるものとし、勤務した場合は、1日7時間45分間勤務したものとみなす。

（4）上記「IV 基本勤務曜日」に定められた曜日数を超えて勤務する場合、原則1週の勤務日は5日を上限とし、これを超えるときは事前に学長に対し申請を行い、学長が勤務を命じた場合その勤務を行う。

（5）勤務場所：〇〇〇〇〇

（休日及び休暇）

第4条 乙の休日は、国立大学法人奈良教育大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（平成16年奈良教育大学規則第49号。以下「労働時間等規則」という。）第11条第一号から第三号の規程を適用せず、週2日を確保するものとする。

2 乙の休暇は、国立大学法人奈良教育大学時間雇用教職員就業規則の規定に準じる。

(報酬等)

第5条 乙の報酬は、年俸〇〇〇〇〇円として、甲は乙に月額〇〇〇〇〇円を支給する。ただし、月の中途における契約及び第7条に規定する退職並びに第9条に規定する解雇による月額は、国立大学法人奈良教育大学教職員給与規則（平成16年奈良教育大学規則第48号。以下「給与規則」という。）第4条第4項の規定に準じ、勤務日数に応じて日割計算する。

2 甲は乙に、前項の報酬以外に通勤手当、超過勤務手当及び休日給を支給する。ただし、超過勤務手当、休日給は、事前に学長が命じた勤務以外には支給しない。

3 報酬の支給日、支払方法等は、給与規則の規定に準じる。

(退職手当)

第6条 甲は乙に、退職手当を支給しない。

(退職)

第7条 退職に関する事項は、国立大学法人奈良教育大学教職員就業規則（平成16年奈良教育大学規則第43号。以下「就業規則」という。）第19条から第20条までの規定に準じる。

(懲戒)

第8条 懲戒に関する事項は、就業規則第43条から第44条までの規定に準じる。

(解雇)

第9条 解雇に関する事項は、就業規則第23条から第24条までの規定に準じる。

(本学業務以外の研究活動)

第10条 乙は、本学の勤務時間外に本学の設備等を使用し、研究活動（科学研究費助成事業による研究を含む）を行うことができるものとする。

2 前項に定める研究活動のエフォート率は本学業務に係るエフォート率を越えないものとし、全エフォートは労働時間等規則第3条に定める勤務時間に年間360時間を加えた範囲内とする。

3 乙は、第1項に定める研究活動の実施に当たっては賠償責任保険等の必要な保険に加入するものとする。

(その他)

第11条 この契約書に定めがない事項は、国立大学法人奈良教育大学特任教員規則に定めるもののほか、就業規則及びその他関連規則の規定に準じる。

上記の契約の証として、契約書2通を作成し、甲及び乙の双方で1通ずつ所持する。

令和3年 4月 1日

(甲) 国立大学法人奈良教育大学長
加藤 久雄 ㊟

(乙) ○○ ○○ ㊟